(一)　第679号　昭和27年9月25日 第三種郵便物認可　THE MIIKE　【毎週日曜日発行】　昭和36年(1961) 7月9日 (日)

発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町2
電話3033番
7140番
編集兼発行人　境　孜

平和大行進の大牟田出発は十五日です。
一人でも多く一歩でも二歩でもこの大行進に参加しましょう。

大手八社 一齊無期ストへ

期末斗争で15日に突入

炭労第十一回中央闘争委員会は、七月五、六日の両日にわたつてひらいたが、期末手当闘争を中心にした当面の方針について討議した結果、七月十五日以降大手八社が一斉無期限ストライキに突入して要求獲得を行うよう中闘指令第八十号を発した。

今年の客単産の夏ぎ手当の要求は公共料金の値上げをはじめとする生活必需物資の異常な高騰と、池田内閣の所得倍増ムードが反映して、金石油、新闘労連などの十万ー十一万円を最高として、大部分が四万ー八万三千円と昨年同期とくらべ一万ー二万三千円ほど高く、解決も三万ー六万と高額ですでに解決している。

こういう情勢をよく理解しながら石炭経営者は(1)一、二〇〇円の価格引下げ要求(2)坑木、電気などの生産資材及び雇用の値上げ(3)賃上げ上昇のはね返り、を口実にして夏期手当の低額おしつけと、各社の企業格差の設定を企図している。

戦術は一齊無期スト

現在、会社はわれわれの強い要求にもかかわらず

一、本年度の賃上額が予想以上に高額なため、この処理に苦慮している。

二、各社それぞれ部分的合理化は解決しているが、これで企業経営の見通しができたわけではなく、なお引きつづき産業自立のため合理化が要求されている。

と主眼をくり返し、これまでの団交にまだ具体的な金額を示していない。このような各社の主眼は期末手当の低額おしつけという共通のねらいをもつものだと判断される。

したがつて戦術としては八社全体に圧力をかけ、かつ早期に目的を達成するため一齊無期限ストライキを決行する。

また、団交の推移で局面打開のため一社もしくは数社の重点ストに戦術を変更する場合もあり、この場合は改めて指令する。

闘いのすすめ方

闘争のすすめ方としては第二十九回大会の方針にしたがい、要求額の完全獲得の決意をかためるため必要な不動産石の闘争体制を確立し目的の達成をはかり、全体の判断にたつて早期解決をはかるため、大手八社による先行（基準）闘争を組織し、西日本ブロックの三島、二瀬、大正、宇部で到達闘争を組む。

闘争日程

七月五、六日　中央闘争委員会
八日　第四回団交、期限付回答及び集合交渉申入れ
十一日　各社回答、集合交渉開始
十五日　実力行使突入

指令本文

一、指標
(1) 期末手当要求獲得
(2) 政策変更アピール
二、ストライキ突入支部
大手八社さん下労職支部
三、突入期日・規模
七月十五日一番方より一齊無期限ストライキ
四、保安要員の取扱い
従来の慣行にしたがい各山元で協議決定せよ
五、ストライキ突入時における行動
(1) 各支部の行動
イ、各支部はスト突入時において期末手当要求獲得総決起大会を開催、要求獲得決議文をそれぞれ本社に送付するとともに、鉱業所に抗議動員を行ない早期解決を要求する。
ロ、高松、杵島近隣支部は地方本部の指示にしたがい実員を派遣、両支部の激励交流を行なえ。
(2) 各地方本部の行動
ストライキ決行時、各支部の行動について具体的に指示を行なえ
六、地方機関の招集
つぎの日程にもとづき各地方機関を招集し、本指令の消化、意志統一をおこなう。
九州（七月十一日）北海道（七月十二日）常磐（七月十日）
七、三池労組については炭労戦術委が情勢判断を行ない決定する

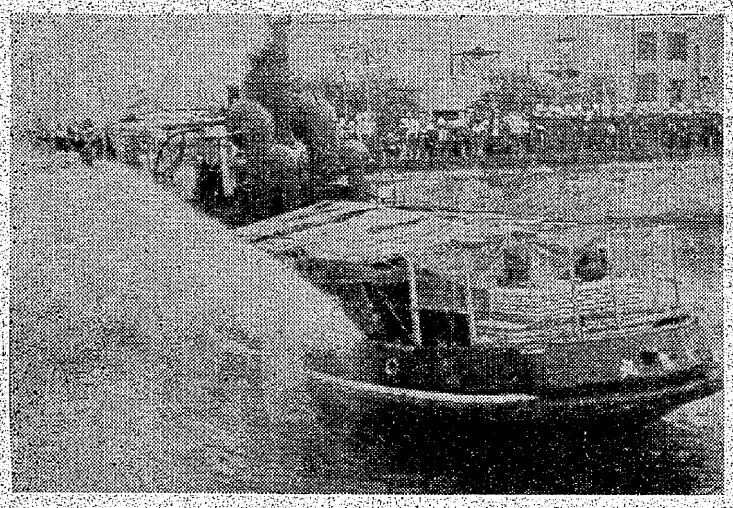

さかんに放水して接岸するスト破り船（1960.7.7）

あいついで重大変災

人命軽視 合理化強行の犠牲

人命を無視した合理化の強行と保安サボにより、炭鉱災害が相ついでいる。六月二十六日に興炭労で人車追突で死亡二、重軽傷四十数名、二十七日山野で午前、午後と連続落盤により三名死亡、二十九日三菱美唄でガス爆発で死亡七、重軽傷二十四名、七月七日三池で三名死亡、重軽傷六名と連続落盤は三川鉱で死亡二、重軽傷六名と文字通り続出である。炭労では中闘発六八号で「保安闘争推進に関する指令」を出し、七月一日から

各山で保安要求提出

炭労では六月六日、中闘発第六八号で「保安闘争推進に関する指令」を出し、強力な保安闘争を推進することをきめた。

保安点検期間を六月二十日から二十八日までとし、七月一日各山一齊に要求書を提出し、七日まで実現するよう精力的な交渉をすすめることとなつた。

この指令にもとづいて、三池労組では、各支部ごとに大綱つぎのような骨子の要求書を（支部によつて若干異る）七月一日提出した。

要求書

昨今の炭鉱災害は全国的に激増の一途をたどりつつあります。とくに就労後の三池炭鉱における災害は甚だしく、すでに八名におよぶ殉職者を出し、稼働千人当り負傷者は戦後最大という悲しむべき事態に直面しています。

このような災害続発の背景である企業合理化の強行による生産重点主義が、相ついで災害をひきおこすという憂うべき結果をもたらしたものと考えます。

私たち組合員と家族は大幅賃下げによる生活苦と災害の危機に抗議行動を行なう」と決意を表明した。

同じこの日、会社はしようこりもなく朝の満潮時をねらつて、五号の船団を組み、南新開での資材搬入をくわだてた。これを察知した組合では前夜半から緊急動員で警戒に当つたため、会社は無謀な投石、放水の暴力をふるい、やつと一隻だけ接岸させるという醜態ぶりで、この日の会社の意図は失敗したホッパー仮処分決定で現地は急速に緊張し、八日にはホッパー前で総決起大会をひらき、官憲の不当介入を断固排撃する決意をかため、たたかいはいよいよ緊迫してきた。

×　×

山野労組では保安団交を開始し、三鉱連でも重大決意をもつて保安通告を会社に行なつた。

さらされ、たえず不安にかり立てられています。

従つて、当方といたしましては七月一日より全国一齊に実施される保安週間を契機に、災害一掃の立場にたつて保安諸規程の完全実施とあわせて、左記事項を要求いたします。

つきましては貴方と早急に交渉をもつて解決いたしたくここに申入れます。なお細部事項につきましては別途打ち合わせいたします。

（要求項目は省略）

この要求書にもとずいて交渉は会社の回答がないため、いまだに実行されていない現状である。

また三川で変災

一名死亡し六名重軽傷

六月十九日の三川鉱変災のあと、七月に入るやまたも三川鉱で落盤による変災が発生、七月七日死亡一、重軽傷六名を出した。

七月七日午後十一時五十分、三川鉱三五〇米坑道三六昇右一片で中柱打込および切羽〇〇トラフコンベア延長中天井が崩落し、掘進工の中村長市さん（54才・第二組合員）が頭が骨々折で重傷後死亡し、つぎの重軽傷者を出した。

○平田国広（39・掘進・第二）
腰椎脱臼など重傷六カ月
○脇山音次郎（53・機械・第二）
大腿骨折など重傷二カ月
○松尾訓明（32・掘進・三池労）
右前腕挫創など見込十日
○中川卓徳（38・掘進・三池労）
左下腿擦過傷など見込十日
○村上国武（37・掘進・三池労）
右肩関節挫傷見込二日
○永田俊二（33・掘進・三池労）
右下腿擦過傷など見込二日

当日、中村、平田、村上、永田の四氏が現場へ着いたのが十一時四十分、約十分後に変災が発生したのである。現場着とともに直ちに作業に入つたわけで、作業前の点検も不十分で、このことは会社の生産重点主義が十分に点検の時間をとつていないことを示しており生産を急ぐあまり、変災をまねいたといわれても仕方がない。

また、災害時には係員も同席したのことであり、さらに重大なことは、落盤により当日使用のマイトを入れたマイト袋ぐるみ埋まつている。マイトが不幸中の幸いで爆発しなかつたからよかつたものの、もし爆発でもしていたら、もつと惨状を呈していたろう。

また、作業のやり方でも問題があり、中村、平田さんと機械の脇山さんがトラフコンベア延長作業をやり、他の組が三つの枠にかかる天井囲い（竹ス）をやるという併行作業をしていたのだが、竹スを使うような危い天井の個所で併行作業をすすめさせたことも問題だ。災害発生に大きな問題を残しているが、災害原因、対策などは当時の聞きこみなど、職場の状況をもとにしてすすめられているがたび重なる災害が会社の生産重点主義から出ていることは明らかである。

山野では時限スト

山野での落盤災害は二十七日午前九時四十分ごろ本坑左竹谷中卸左一片本層拡大肩付近のカツペ延長作業中に起つたもので、二人が下敷きとなり死亡した。組合では午後五時から団交をひらいたが、その最中、こんどは午後九時四十分に本層拡の上層で落盤、一名が死亡した。

組合では七月一日の抗議集会後、会社と保安団交を行ない、四日になつて会社はようやく組合要求の全項目の善処を認めた。しかし、会社の責任は重大であり、組合員の憤りを結集して七月五日昇坑時一時間五十分の時限ストに突入した。

山野のストに合せて田川、三池も会社に抗議電を打つて抗議した。

三鉱連、会社へ通告

三鉱連としても、さいきんの相つぐ災害発生に対して、重大な決意をもつて六月二十九日、三井鉱山にたいして保安通告書をつきつけた。

みいけ日誌

7月3日　企画会議、労働部長会議、福岡労金理事会、公判＝福岡刑事三部（5日まで）
4日　企画会議、山元交渉、総務部長会議、労働部長会議
5日　企画会議、本部役員会、職対＝三興タクシー総会、職訓試験選考始まる（8日まで）
6日　山元交渉、保安交渉、大地評文化教宣部長会議
7日　本部役員会、教宣部長会議大地評委員長会議
8日　中央執行委員会、期手第四回団交（於中央）福岡労金店別会員会議、杵島労組行動隊50名来山（バス一台）各支部一泊交流
9日　杵島行動隊と交流（大会議室）

あれから一年 (28)

ホッパー立禁処分が決定

会社南新開で計画的な暴力

ホッパー周辺、警務所中央指令所の立入禁止仮処分を前にして、このところ一日一日が貴重なたたかいの連続であつた。

裁判所が労働争議に介入するのは憲法違反であり、会社の立禁仮処分の申請を却下せよと福岡地裁へ要請と陳情が相ついで行なわれた。地裁前の座り込みをはじめ、福岡市での大集会、署名がつづけられ、署名は三日に六万三千名を集約、四日裁判所へ提出した。

こうした情勢の中で、はるばる北海道からの労炭オルグ団一六〇名が三池入りした。

一方、海上ピケ隊として威力をふるう三池海上説得隊は、三日に二隻を増強、四日にはさらに一隻を加えて、海上の守りを鉄壁のものとした。

三池のたたかいを全国すみずみまで浸透させようとキャラバン宣伝隊が生まれ、さつそく五日まず全九州から実施することとして三隊と日雇のニュースカーを三台にピラを満載し、八名の隊員をのせて出発した。

この日、朝四時ごろ大浦港（佐賀県）を出た会社の船四隻が、五時ごろ南新開に近づく。わが三池労組の船隊に対して陸上からホースで水をぶちかけたり石を投げるという暴力のかぎりをつくし、上陸を援護した。はじめからまつたく計画的な暴力であつたが、上陸させたのはやつと二〇〇名で引き揚げた。ここでも警察は会社側の投石、放水の暴行を黙認し、組合員の憤激を浴びた。

六月末から七月初めにかけて四山支部主婦会では農家の組合員宅に田植えの支援にかけつけ、分会旗の下で共同作業の力を示したのもこのころであつた。

七日、組合を中心として民主団体や数多くの市民の再三にわたる要請抗議を無視して、福岡地裁はついにホッパー周辺の立入禁止仮処分の命令を出した。

その内容は会社が申請した地域のホッパー周辺の最主要区域への立禁を命令したうえ、警官の不当介入、大弾圧を前提とした悪質な執行東保管を認めたものであつた。

この裁判所の一方的なやり方に対して炭労・総評・三池労組では直ちに声明を発した「不当仮処分に最大限の抗議行動をおこない、それによつて生じる一切の責任はあげて地裁にある。われわれは反動政権の暴挙に屈せず、最大限の